

矯正医療の在り方に関する有識者検討会における 法務大臣挨拶

本日ここに御参集の「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」の各委員の皆様に対し、一言、御挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様方には、お忙しい中、4回にわたる検討会を実施していただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には、様々な分野における専門的知見をもとに矯正医療全般にわたって終始熱心に御議論いただき、矯正医療が抱える問題の解決に向けての方向性や充実強化策などにつきまして、幅広い見識に基づく御提言をいただいたものと思っております。

現在、再犯防止に向けた総合対策について政府一丸となって取り組んでいるところであり、矯正施設においても対象者の特性に応じた再犯防止指導等の各種の取組が実施されているところですが、その前提には、被収容者の健康が保持されることが不可欠となっています。

また、矯正施設において、強制的に身柄を収容していることに鑑み、国の責務として、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療を提供する必要があること

はいうまでもありません。

第1回検討会におきまして申し上げましたとおり、現在、矯正医療は、矯正施設の医師不足という、まさに崩壊の危機に瀕している状況にあることから、今後、御提言いただく報告書に沿い、矯正医療が抱える問題の解決に向けて、必要な施策については、現行の法的枠組みの見直しなどを含め、関係省庁とも連携しながら全力で取り組んでいく所存でございますので、この決意を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

平成25年12月19日

法務大臣 谷 垣 禎 一